

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第75号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年8月25日
規則第76号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和3年8月27日
規則第77号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 制 推 進 部	令和3年8月30日
規則第78号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和3年8月31日
規則第79号	さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	保 育 課	令和3年9月1日
規則第80号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和3年9月6日
規則第81号	さいたま市請負工事検査規則の一部を改正する規則	工 事 検 査 課	令和3年9月16日
規則第82号	さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年9月24日
規則第83号	さいたま市庁舎管理規則の一部を改正する規則	庁 舎 管 理 課	令和3年9月24日
規則第84号	さいたま市立病院看護師寮管理規則の一部を改正する規則	病 院 総 務 課	令和3年9月24日
規則第85号	さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則の一部を改正する規則	市 街 地 整 備 課	令和3年9月28日
規則第86号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和3年9月29日
規則第87号	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和3年10月1日
規則第88号	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年10月19日
規則第89号	さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則	人 事 課	令和3年10月26日
規則第90号	さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則	人 事 課	令和3年10月26日
規則第91号	さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和3年10月26日
規則第92号	さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年10月26日
規則第93号	さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年10月26日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第94号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年10月26日
規則第95号	さいたま市職員の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年10月26日
規則第96号	さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	道 路 環 境 課	令和3年10月26日
規則第97号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和3年10月29日

さいたま市規則第75号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u> （平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 経済局 商工観光部 経済政策課 総務係 経済企画係 <u>支援係</u> 施設整備準備係 [略]	(内部組織) 第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u> （平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 経済局 商工観光部 経済政策課 総務係 経済企画係 施設整備準備係 [略]

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

さいたま市規則第76号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和3年12月31日</u> とする。	(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和3年9月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第77号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第8条 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> 区役所に副理事を置くことができる。 <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略]	(職員) 第8条 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略]
(職務) 第9条 [略] 2 [略] 3 <u>副理事、参事及び副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u> 4～6 [略] 7 <u>前条第6項に定める職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。</u>	(職務) 第9条 [略] 2 [略] 3 <u>参事及び副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u> 4～6 [略] 7 <u>前条第5項に定める職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。</u>

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

さいたま市規則第78号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（歳入歳出外現金及び保管有価証券の整理区分）</p> <p>第95条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、会計管理者等に協議の上、新たに区分を設けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保管金</p> <p>ア～コ [略]</p> <p><u>サ 個人番号カード等発行手数料</u></p> <p>シ～ソ [略]</p>	<p>（歳入歳出外現金及び保管有価証券の整理区分）</p> <p>第95条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、会計管理者等に協議の上、新たに区分を設けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保管金</p> <p>ア～コ [略]</p> <p><u>サ 電子証明書発行手数料</u></p> <p>シ～ソ [略]</p>

附 則

（施行期日）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

さいたま市規則第79号

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年さいたま市規則第148号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

教育・保育給付認定申請書

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

保 護 請 者 者	住 所	
	氏 名 生年月日	
連 絡 先	自宅 (— —)	
	携帯等① (— —)	【 】
	携帯等② (— —)	【 】

【申請に当たり同意いただく事項】

- さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（以下の「世帯の状況」に記入いただいた児童の同居者の情報を含む。）及び世帯状況を閲覧することがあります。
- 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定の審査に当たって、官公庁に対し必要な文書の閲覧又は資料（以下の「世帯の状況」に記入いただいた児童の同居者の情報を含む。）の提供（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）を求めることがあります。
- 申請書に記載した情報（以下の「世帯の状況」に記入いただいた児童の同居者の情報を含む。）及び当該情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）等は、施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 申請内容に虚偽があった場合には、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前の児童		続 柄	支給認定証番号	※既に認定を受けている場合のみ記入してください。
フリガナ				
氏名	性 別	障害者手帳の有無	生年月日	
保育の希望の有無 (該当する番号を記載)	1 有	保護者の労働、疾病等の理由により、保育施設の利用を希望される場合 (幼稚園等と併願する場合を含む。)		
	2 無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育施設と併願する場合を除く。)		

注

世帯の状況

児童の同居者(同一家庭に居住している方)	(フリガナ)氏名	申込児童との続柄	生年月日	保育を必要とする理由等 (該当する番号を記載。8. その他の場合は、理由を記載してください。)	障害者手帳の有無
			(生計中心者)		1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため 7. 求職中のため 8. その他()
				1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため 7. 求職中のため 8. その他()	
				1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため 7. 求職中のため 8. その他()	
				1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため 7. 求職中のため 8. その他()	

			1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため 7. 求職中のため 8. その他	
			1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため 7. 求職中のため 8. その他	
生活保護の適用の有無 (該当する番号を記載)		1 適用なし 2 適用あり	(受給者番号) (保護開始)

様式第 6 号を次のように改める。

施設型給付費・地域型保育給付費等現況届

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

保 申 護 請 者 者	住 所	
	氏 名 生年月日	
連 絡 先	自宅 (— —)	
	携帯等① (— —)	【 】
	携帯等② (— —)	【 】

【申請に当たり同意いただく事項】

- さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（以下の「世帯の状況」に記入いただいた児童の同居者の情報を含む。）及び世帯状況を閲覧することがあります。
- 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定の審査に当たって、官公庁に対し必要な文書の閲覧又は資料（以下の「世帯の状況」に記入いただいた児童の同居者の情報を含む。）の提供（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）を求めることがあります。
- 申請書に記載した情報（以下の「世帯の状況」に記入いただいた児童の同居者の情報を含む。）及び当該情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）等は、施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 申請内容に虚偽があった場合には、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費の支給について現況を届け出ます。

申請に係る小学校就学前の児童			続 柄	支給認定証 番 号
フリガナ				
氏 名	性 別	障害者手帳の有無	生年月日	

世帯の状況

児童 の 同居 者 (同 一 家 屋 に 居 住 し て い る 方)	(フリガナ) 氏 名	申込児童 との続柄	生年月日	保育を必要とする理由等 (該当する番号を記載。8.その他の場合は、理由を記載してください。)	障害者手 帳の有無
			(生計中 心者)		1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	

				1. 就労のため 2. 妊娠・出産のため 3. 疾病・障害のため 4. 災害復旧のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 6. 就学のため() 7. 求職中のため 8. その他()	
生活保護の適用の有無 (該当する番号を記載)		1 適用なし 2 適用あり	(受給者番号) (保護開始)

様式第7号を次のように改める。

（宛先）さいたま市 福祉事務所長

教育・保育給付認定変更申請書

【申請に当たり同意いただく事項】

1. さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（児童の同居者の情報を含む。）及び世帯状況を閲覧することがあります。
2. 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定の審査に当たって、官公庁に対し必要な文書の閲覧又は資料（児童の同居者の情報を含む。）の提供（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）を求めることがあります。
3. 申請書に記載した情報（児童の同居者の情報を含む。）及び当該情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）等は、施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4. 申請内容に虚偽があった場合には、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、先に認定を受けた教育・保育給付認定に関し、次の事由により変更したいので申請します。

申請者・保護者氏名及び生年月日					
住所及び電話番号					
児童氏名、生年月日及び申請者・保護者との続柄	氏名	生年月日	続柄	支給認定証番号	
変更事由 ※該当番号を記載し、必要な書類を添付してください。	現在の教育・保育給付認定状況		変更としたい事由		必要な書類
	① 1号・教育標準時間		①保育が必要な事由（事由：_____）		事由による
			②保育の必要量（標準時間）		保育の必要量が分かる書類（勤務証明等）
	② 2号・保育標準時間		③保育の必要量（短時間）		
			④教育・保育給付認定期間（期間延長）		認定期間後の保育の必要性が分かる書類（勤務証明等）
	③ 2号・保育短時間		⑤教育・保育給付認定期間（期間短縮）		
			⑥利用者負担額（父）		収入の証明となる書類（算定根拠となる年度の1月1日時点で海外在住の方のみ）
④ 3号・保育標準時間		⑦利用者負担額（母）			
		⑧利用者負担額（その他）			
⑤ 3号・保育短時間		⑨その他（_____）		状況に応じる	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市子ども・子育て支援法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第80号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第13条関係）			別表第2（第13条関係）		
[略]			[略]		
予防 接種 料	[略]		予防 接種 料	[略]	
	髄膜炎菌ワクチン	[略]		髄膜炎菌ワクチン	[略]
	带状疱疹ワクチン	5,000円			
[略]			[略]		
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第81号

さいたま市請負工事検査規則の一部を改正する規則

さいたま市請負工事検査規則（平成15年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">(検査の種類)</p> <p>第3条 工事検査員の行う検査の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中間検査 <u>工事期間の途中</u>において随時行う検査</p> <p>(3) 既済部分検査 工事の<u>完成前に既済部分</u>の部分払等をしようとするときに行う検査</p> <p style="text-align: center;">(検査の手続)</p> <p>第5条 工事所管課長は、<u>受注者</u>から工事完成通知書の提出又は部分払の申出があったときは、速やかに当該工事を確認の上、工事検査請求書（様式第2号）により工事検査課長に検査を請求しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(検査結果の報告等の発行)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 工事所管課長は、前項の規定により工事完成検査調書又は工事既済部分検査認定調書を受理したときは、<u>受注者</u>に通知するものとする。</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工事概要通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	工事概要通知書	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">(検査の種類)</p> <p>第3条 工事検査員の行う検査の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中間検査 <u>工事の施工中</u>において随時行う検査</p> <p>(3) 既済部分検査 工事の<u>既済部分</u>に対し、<u>その完成前に</u>部分払等をしようとするときに行う検査</p> <p style="text-align: center;">(検査の手続)</p> <p>第5条 工事所管課長は、<u>請負者</u>から工事完成通知書の提出又は部分払の申出があったときは、速やかに当該工事を確認の上、工事検査請求書（様式第2号）により工事検査課長に検査を請求しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(検査結果の報告等の発行)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 工事所管課長は、前項の規定により工事完成検査調書又は工事既済部分検査認定調書を受理したときは、<u>請負者</u>に通知するものとする。</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工事概要通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	工事概要通知書	[略]	[略]
工事概要通知書							
[略]							
[略]							
工事概要通知書							
[略]							
[略]							

受注者			
契約日	当初		変更
[略]			
監督職員			
[略]			

備考 [略]

様式第2号 (第5条関係)

工事検査請求書			
[略]			
[略]			
受注者			
[略]			
監督職員			
[略]			

様式第4号 (第7条関係)

工事手直し指示書			
[略]			
[略]			
受注者			
[略]			
[略]			

様式第5号 (第7条関係)

工事手直し完了報告書			
[略]			
[略]			
受注者			
[略]			
[略]			

様式第6号 (第8条関係)

工事検査報告書			
[略]			
[略]			
受注者			
[略]			
監督職員			
[略]			

様式第7号 (第8条関係)

工事完成検査調書			
[略]			
課(所・室)長様			
			工事検査員
[略]			

請負者			
[略]			
監督職員			
[略]			

備考 [略]

様式第2号 (第5条関係)

工事検査請求書			
[略]			
[略]			
請負者			
[略]			
監督職員			
[略]			

様式第4号 (第7条関係)

工事手直し指示書			
[略]			
[略]			
請負者			
[略]			
[略]			

様式第5号 (第7条関係)

工事手直し完了報告書			
[略]			
[略]			
請負者			
[略]			
[略]			

様式第6号 (第8条関係)

工事検査報告書			
[略]			
[略]			
請負者			
[略]			
監督職員			
[略]			

様式第7号 (第8条関係)

工事完成検査調書			
[略]			
			工事検査員
			Ⓜ
[略]			

[略]
受注者
[略]
監督職員
[略]

[略]
請負者
[略]
監督員
[略]

様式第8号 (第8条関係)

工事既済部分検査認定調書	
[略]	
課(所・室)長様	
	工事検査員
[略]	
[略]	
受注者	
[略]	
監督職員	
[略]	

様式第8号 (第8条関係)

工事既済部分検査認定調書	
[略]	
	工事検査員 ⑩
[略]	
[略]	
請負者	
[略]	
監督員	
[略]	

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 2 号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（文書の受領及び配布）</p> <p>第 9 条 本庁又は区役所に到達した文書（課に直接到達した文書及び通信回線を利用して受信した電磁的記録を除く。）は、原則として文書主管課又は文書管理課（以下「文書主管課等」という。）において受領するものとする。ただし、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明若しくは特別送達の扱いによる郵便物又は電報については、書留郵便物等收受簿（様式第 1 号）に所要事項を記入の上、主務課又は名宛人に配布し、<u>署名を得るものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>（文書の受領及び配布）</p> <p>第 9 条 本庁又は区役所に到達した文書（課に直接到達した文書及び通信回線を利用して受信した電磁的記録を除く。）は、原則として文書主管課又は文書管理課（以下「文書主管課等」という。）において受領するものとする。ただし、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明若しくは特別送達の扱いによる郵便物又は電報については、書留郵便物等收受簿（様式第 1 号）に所要事項を記入の上、主務課又は名宛人に配布し、<u>受領印を徴するものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>

様式第 1 号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第 8 3 号

さいたま市庁舎管理規則の一部を改正する規則

さいたま市庁舎管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第 2 号（第 1 5 条関係） 被 害 届 [略] (<u>宛先</u>) さいたま市長 届 出 者 職・氏名 [略]	様式第 2 号（第 1 5 条関係） 被 害 届 [略] (<u>あて先</u>) さいたま市長 届 出 者 職・氏名 [略]

附 則

この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第 8 4 号

さいたま市立病院看護師寮管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院看護師寮管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第 1 号（第 4 条関係） しらさぎ寮入寮申込書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>	<p>様式第 1 号（第 4 条関係） しらさぎ寮入寮申込書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>
<p>様式第 2 号（第 4 条関係） しらさぎ寮入寮承認書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市立病院長</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>	<p>様式第 2 号（第 4 条関係） しらさぎ寮入寮承認書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市立病院長</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>
<p>様式第 3 号（第 4 条関係） 誓 約 書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p>様式第 3 号（第 4 条関係） 誓 約 書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>
<p>様式第 4 号（第 5 条関係） しらさぎ寮退寮届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>	<p>様式第 4 号（第 5 条関係） しらさぎ寮退寮届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>

附 則

この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第 85 号

さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則（平成 13 年さいたま市規則第 209 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入札の無効)</p> <p>第 17 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。</p> <p>(1) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に署名若しくは記名押印のないもの</p> <p>(2) 入札金額を訂正した場合において、<u>入札書に署名している場合</u>にあっては訂正の署名、<u>記名押印している場合</u>にあっては訂正印のないもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(入札の無効)</p> <p>第 17 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。</p> <p>(1) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に<u>記名若しくは押印</u>のないもの</p> <p>(2) 入札金額を訂正した場合において、訂正印のないもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(住所等変更の届出)</p> <p>第 33 条 契約者（契約者が死亡したときは、その相続人）は、契約締結後から第 30 条第 1 項に規定する登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長に、遅滞なく、住所等変更届（様式第 7 号）を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前条の規定</u>により、市長の承認を得て保留地を譲渡したとき。</p>	<p>(住所等変更の届出)</p> <p>第 33 条 契約者（契約者が死亡したときは、その相続人）は、契約締結後から第 30 条第 1 項に規定する登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長に、遅滞なく、住所等変更届（様式第 7 号）を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第 32 条の規定</u>により、市長の承認を得て保留地を譲渡したとき。</p>
<p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">抽 選 参 加 申 込 書</p> <p>[略]</p> <p><u>さいたま都市計画事業</u> 土地区画整理事業</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;"><u>注</u></p>	<p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">抽 選 参 加 申 込 書</p> <p>[略]</p> <p><u>都市計画事業</u> 土地区画整理事業</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p>

電話番号

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地の抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

街区番号	街区
画地番号	画地
地積	平方メートル
[略]	

(裏)

抽選参加注意事項

[略]

様式第2号(第10条関係)

入札指名書

[略]

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

[略]	
保留地	街区 画地 平方メートル
入札日時	年 月 日 午前・午後 時 分
[略]	

様式第3号(第13条関係)

入札書

[略]

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

氏名

注

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業施行規程及びさいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則を遵守のうえ、次のとおり入札します。

街区番号	街区
画地番号	画地
地積	平方メートル
入札金額	円

様式第4号(第23条関係)

保留地買受申請書

[略]

都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地の抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

街区番号	街区
保留地番号	号
地積	平方メートル
[略]	

(裏)

抽選参加注意事項

[略]

様式第2号(第10条関係)

入札指名書

[略]

都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

[略]	
街区番号及び保留地番号	街区 号
入札日時	年 月 日 午 前後 時 分
[略]	

様式第3号(第13条関係)

入札書

[略]

都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

氏名

印

都市計画事業 土地区画整理事業施行規程及びさいたま市の土地区画整理事業保留地処分に関する規則を遵守のうえ、次のとおり入札します。

街区番号	街区
保留地番号	号
地積	平方メートル
入札金額	円

様式第4号(第23条関係)

保留地買受申請書

[略]

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業
[略]

氏名
注
電話番号

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、次のとおり申し込みます。

土地の表示	街区番号	街区
	画地番号	画地
	地積	平方メートル
[略]		

様式第5号(第24条関係)

保留地売却決定通知書

[略]

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

処分価格	円	
土地の表示	街区番号	街区
	画地番号	画地
	地積	平方メートル
[略]		

様式第6号(第25条関係)

停止条件付土地(保留地)売買契約書

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業施行者さいたま市代表者さいたま市長(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第2項の規定により生じた保留地の売渡しについて、次により売買契約を締結する。

[略]

甲 住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
氏名 さいたま都市計画事業 土地区画整理事業
[略]

様式第7号(第33条関係)

住所等変更届

[略]

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

氏名

[略]

都市計画事業 土地区画整理事業
[略]

氏名 ⑨
電話番号

都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、次のとおり申し込みます。

土地の表示	街区番号	街区
	保留地番号	号
	地積	平方メートル
[略]		

様式第5号(第24条関係)

保留地売却決定通知書

[略]

都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

処分価格	円	
土地の表示	街区番号	街区
	保留地番号	号
	地積	平方メートル
[略]		

様式第6号(第25条関係)

停止条件付土地(保留地)売買契約書

都市計画事業 土地区画整理事業施行者さいたま市代表者さいたま市長(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第2項の規定により生じた保留地の売渡しについて、次により売買契約を締結する。

[略]

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
都市計画事業 土地区画整理事業
[略]

様式第7号(第33条関係)

住所等変更届

[略]

都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

氏名 ⑨

[略]

土地の表示	街区番号	街区
	画地番号	画地
	地積	平方メートル
変更前		
変更後		
変更理由	1 氏名又は名称変更 2 死亡 3 解散 4 住所又は所在地変更 5 合併 6 その他 ()	

土地の表示	街区番号	街区
	保留地番号	号
	地積	平方メートル
変更理由	1 氏名又は名称変更 2 死亡 3 解散 4 住所又は所在地変更 5 合併 6 その他 ()	
旧		
新		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第 8 6 号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(金額、数量等の訂正)</p> <p>第 1 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により訂正したときは、署名がされた書類にあっては欄外に訂正の表示を明記及び署名をし、又は訂正部分とともに作成者の署名と同一の署名をし、押印がなされている書類にあっては欄外に訂正の表示を明記押印し、又は訂正部分とともに作成者の認印と同一の認印を押さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(外国文の証書類)</p> <p>第 1 4 条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(出納員等及び現金取扱員等の収納金払込)</p> <p>第 2 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 現金取扱員等は、収納した現金を指定金融機関等に払い込んだ場合は、現金取扱員等収納調書によって<u>払込み</u>の領収書を添付の上、即日又は翌日までに所属の出納員等に報告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(金額、数量等の訂正)</p> <p>第 1 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により訂正したときは、欄外に訂正の表示を明記押印し、又は訂正部分とともに作成者の認印を押さなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第 4 4 条第 3 項の規定により押印が省略され、署名がなされている請求書については、欄外に訂正の表示の明記及び署名をし、又は訂正部分とともに作成者の署名と同一の署名をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(外国文の証書類)</p> <p>第 1 4 条 [略]</p> <p>2 署名を慣習とする外国人の金銭の収支に関する<u>証拠書類の自書は、記名押印とみなして処理することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(出納員等及び現金取扱員等の収納金払込)</p> <p>第 2 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 現金取扱員等は、収納した現金を指定金融機関等に払い込んだ場合は、現金取扱員等収納調書によって<u>払い込み</u>の領収書を添付の上、即日又は翌日までに所属の出納員等の<u>検印を受けなければならない。</u></p>

<p>(請求の要件)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の請求書は、債権者の住所及び氏名を記載させたもの（債権者が法人又は団体である場合にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の地位及び氏名を記載させたもの）でなければならない。ただし、会計管理者が認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(添付関係書類)</p> <p>第46条 第43条第2項の規定により添付する関係書類は、債権者からの請求書（第44条第5項の規定により支出命令を発する場合を除く。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第50条 削除</p>	<p>(請求の要件)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の請求書は、債権者の住所及び氏名を記載して印鑑を押印させたもの（債権者が法人又は団体である場合にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の地位及び氏名を記載して代表者の印鑑を押印させたもの）でなければならない。ただし、会計管理者が認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 負担金、補助及び交付金の交付に係る支出負担行為に必要な書類において、規則その他の規程の規定により、債権者に係る押印が不要とされ、かつ、口座振替により公金を受領する場合には、自署による署名がなされている第1項の請求書については、前項の規定による押印を省略することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(添付関係書類)</p> <p>第46条 第43条第2項の規定により添付する関係書類は、債権者からの請求書（第44条第6項の規定により支出命令を発する場合を除く。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(債権者の領収印)</p> <p>第50条 債権者の領収印は、請求書に押したものと同一のものでなければならない。ただし、請求者と領収者が異なる場合及び紛失その他やむを得ない理由によって改印を申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定に該当する場合には、会計管理者は印鑑を証明すべき書類その他受領権を証する書類を徴さなければならない。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 7 号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成 1 6 年さいたま市規則第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 2（第 3 条関係） 建築物に関する整備基準		別表第 2（第 3 条関係） 建築物に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
[略]		[略]	
1 3 移動等円滑化経路	(1) [略] (2) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。 ア～オ [略] カ 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、次に掲げるものであること。 (7) 昇降行程が 4 メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が 1 5 メートル毎分以下で、かつ、その床面積が 2. 2 5 平方メートル以下のものにあつては、次に掲げるものであること。 a 平成 1 2 年建設省告示第 1 4 1 3 号第 1 第 9 号に規定するものと	1 3 移動等円滑化経路	(1) [略] (2) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。 ア～オ [略] カ 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、次に掲げるものであること。 (7) 昇降行程が 4 メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が 1 5 メートル毎分以下で、かつ、その床面積が 2. 2 5 平方メートル以下のものにあつては、次に掲げるものであること。 a 平成 1 2 年建設省告示第 1 4 1 3 号第 1 第 7 号に規定するものと

<p style="text-align: center;"> すること。 b・c [略] (i) [略] キ [略] (3) [略] </p> <p>[略]</p> <p>様式第1号(第4条関係) 適合証交付請求書 [略] (宛先) さいたま市長 [略] [略] [略]</p>	<p style="text-align: center;"> すること。 b・c [略] (i) [略] キ [略] (3) [略] </p> <p>[略]</p> <p>様式第1号(第4条関係) 適合証交付請求書 [略] (あて先) さいたま市長 [略] [略] [略]</p> <p style="text-align: right;">注</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

様式第2号(その1)を次のように改める。

様式第2号（その1）（第4条、第5条、第9条関係）
整備項目表（建築物）

○一般基準

1 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合）		適・否	
② 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合）		適・否	

注意1 適用欄の各印は、次に掲げる者が利用するものについて適用することを示す。（以下同じ。）

◎ : 不特定かつ多数の者

□ : 主として高齢者、障害者等

△ : 主として視覚障害者

無印: 不特定かつ多数の者、主として高齢者、障害者等、主として視覚障害者及び多数の者

注意2 整備状況欄には、該当する方へ○を付ける。該当する特定施設等がない場合は斜線を記入する。（以下同じ。）

注意3 備考欄の各印は、次の法令においても整備の基準であることを示す。（共同住宅又は寄宿舍、車両の停車場等若しくは公共用歩廊にあっては2,000㎡以上、公衆便所にあっては50㎡以上のものに限る。）（以下同じ。）

: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）

: 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下「県条例」という。）

2 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）*1	◎△	適・否	#
③ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く。）		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合

・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

3 階段

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（踊場を除く。）		適・否	#
〃 両側に設けているか（踊場を含む。）		適・否	# #
② 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③ 段は識別しやすいものか		適・否	#
④ 段はつまずきにくいものか		適・否	#
段鼻の突き出しがなく、蹴込みは2cm以下か		適・否	
⑤ 点状ブロック等の敷設（段がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑥ 主な階段を回り階段としていないか*2		適・否	#
⑦ 踏面の両側に、側壁又は2cm以上の立上がり部があるか		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

・段がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

注意2 *2印は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときはこの限りではない。

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜がある部分は免除）		適・否	#
〃 両側に設けているか（ 〃 ）		適・否	

②	表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③	前後の廊下等と識別しやすいものか		適・否	#
④	点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑤	両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

5 便所（⑤を除き、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目		適用	整備状況	備考
①	「車いす使用者用便房（みんなのトイレ）」を設けているか（1以上）	—	—	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか		適・否	#
	(2) 車いすで円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		適・否	#
	「車いす使用者用便房（みんなのトイレ）」（なお、床面積の合計が500㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車いすが360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。）		適・否	
	(3) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	
②	水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上）		適・否	#
③	「みんなのトイレ」が2以上又は「みんなのトイレ」及び次に掲げる便所（「ゆとりブース」）のある便房がそれぞれ1以上あるか（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿を除く。）に限る。）		適・否	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか			
	(2) 車いすで円滑に利用できる十分な空間が確保されているか			
④	次の手洗器を設けているか（「みんなのトイレ」、「ゆとりブース」のある便所内）	—	—	
	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さであり、下部に空間があるか		適・否	
	(2) もたれかかった時に耐えうるものか又は両側に手すりが適切に配置されているか		適・否	
	(3) 手洗器具は容易に操作できるか		適・否	
⑤	床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）		適・否	#
	小便器の両側に手すりが適切に配置されているか（1以上）		適・否	
⑥	乳幼児設備（1以上）（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）*1		適・否	# #
	（1以上）（床面積の合計が500㎡以上の建築物及び公衆便所）*2		適・否	
	（1以上）（床面積の合計が500㎡未満の建築物（公衆便所を除く。））*2（努力基準）		適・否	
	(1) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を設けたか（1以上）		適・否	# #
	(2) 便所内又は利用しやすい場所に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか（1以上）		適・否	# #
	(3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか		適・否	# #

注意1 *1印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・学校（幼稚園に限る。）
- ・病院又は診療所
- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・福祉ホームその他これに類するもの（主として障害者等が利用するものに限る。）
- ・児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・飲食店

注意2 *2印は、注意1に掲げる施設、学校（すべて）及び公衆便所に限る。

6 浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		適・否	
② 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保され、段はないか		適・否	
③ 水栓器具は容易に操作できるか		適・否	
④ 更衣ブース、シャワーブースの出入口の幅は85cm以上であるか（1以上）（構造上困難な場合又は車いす使用者が直進できる場合は、80cm以上）		適・否	

7 ホテル・旅館の客室

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車いす使用者用客室」を設けているか （客室総数の1/100以上（50室未満は不要）） 〔客室の総数（ ）/100＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕	◎□	適・否	車いす使用者用客室 （ ） #
（客室の総数200未満の場合はその1/50以上） 〔客室の総数（ ）/50＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
（客室の総数が200以上の場合はその1/100+2以上） 〔客室の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
② 「車いす使用者用客室」の構造は適切か	—	—	
(1) 便所 （当該客室のある階に「車いす使用者用便所（みんなのトイレ）」が設けられた共用便所がある場合は除く。）	—	—	
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	◎□	適・否	#
・車いすで円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	◎□	適・否	#
・床の表面は滑りにくい仕上げであるか	◎□	適・否	
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車いす使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(2) 浴室又はシャワー室 （次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く。）	—	—	
・車いす使用者が円滑に利用できる構造か（浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。十分な空間確保。）	◎□	適・否	#
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車いす使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(3) 客室には、車いすが360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか	◎□	適・否	
③ 非常警報装置を設けているか（聴覚障害者が利用する客室内）（努力基準）	◎□	適・否	

8 客席

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車いす使用者用客席」を設けているか （客席の総数200未満の場合はその1/50以上） 〔客席の総数（ ）/50＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕 （客席の総数が200以上1,000未満の場合はその1/100+2以上） 〔客席の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕 （客席の総数が1,000以上の場合はその1/500+10以上） 〔客席の総数（ ）/500+10＝（ ）以上〕	◎□	— 適・否	車いす使用者用客席 （ ） 席
② 「車いす使用者用客席」の幅は90cm以上、奥行きは、1.2m以上であるか	◎□	適・否	

③ 「移動等円滑化経路」を構成する出入口から「車いす使用者客席」までの経路は適切か (1) 幅は、1.2m以上であるか (2) 傾斜路は適切か ・手すりを両側に設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜がある部分は免除） ・表面は滑りにくい仕上げであるか ・両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか ・幅は 1.2m 以上（段併設の場合は 90cm 以上）であるか ・勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか ・高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか ・踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか	— ◎□ — ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□	— 適・否 — 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
④ 難聴者の聴力を補うための装置を設けているか（努力基準） (客席の総数 200 未満の場合はその 1/50 以上) 〔客席の総数 () / 50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (客席の総数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上) 〔客席の総数 () / 100+2 = () 以上〕 (客席の総数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上) 〔客席の総数 () / 500+10 = () 以上〕	— ◎□ ◎□ ◎□	— 適・否 適・否 適・否	車いす使用者用客席 () 席

9 カウンター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 車いす使用者の利用に配慮（高さ、下部空間）したか（カウンター、記載台、公衆電話台）		適・否	
② 高齢者、障害者等の利用に配慮したか（券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器など）（努力基準）		適・否	

10 休憩設備

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「休憩設備」を適切な位置に設けているか（2,000 m ² 以上の建築物に廊下等を設ける場合に限る。）*1		適・否	
② 必要に応じ、その表示をしたか		適・否	

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設を除く。

- ・公衆便所
- ・主として自動車の駐車のために供する施設

11 敷地内の通路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 段がある部分は適切か (1) 手すりを設けているか 〃 両側に設けているか (2) 段は識別しやすいものか (3) 段はつまずきにくいものか 段鼻の突き出しがなく、踏込みは 2cm 以下か	—	— 適・否 適・否 適・否 適・否	# # # #
③ 傾斜路は適切か (1) 手すりを設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下又は勾配 1/20 以下の傾斜がある部分は免除） 〃 両側に設けているか（ 〃 ） (2) 前後の通路と識別しやすいものか	—	— 適・否 適・否 適・否	# # #

	(3) 両側に側壁又は5cm以上の立上り部があるか		適・否	
④	通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く）		適・否	
⑤	排水溝の溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造か		適・否	

12 駐車場*1

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	「車いす使用者用駐車施設」（1以上）を設けているか *2 (全駐車台数が200未満の場合はその1/50以上) 〔全駐車台数()/50=()以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (全駐車台数が200以上1,000未満の場合はその1/100+2以上) 〔全駐車台数()/100+2=()以上] (全駐車台数が1,000以上の場合はその1/500+10以上) 〔全駐車台数()/500+10=()以上]		適・否	車いす使用者用駐車施設 () 台 #
②	「車いす使用者用駐車施設」の構造は適切か (1) 幅は3.5m以上であるか	—	—	#
	(2) 奥行きは6m以上であるか		適・否	
	(3) 「利用居室」までの経路が、できるだけ短い位置に設けられているか		適・否	#
	(4) 車両への乗降部分はできるだけ水平であるか		適・否	
③	「高齢者、障害者等優先停車施設」（車寄せを設けた場合）は利用に配慮したか（努力基準） (1) 車両への乗降部分はできるだけ水平で、1.5m×1.5m以上であるか (2) 必要に応じ、表示をしたか (3) 出入口からの経路は、「移動等円滑化経路」を構成しているか	—	—	
			適・否	
			適・否	
			適・否	

注意1 *1印は、駐車場が2以上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。

注意2 *2印は、共同住宅、寄宿舎にあっては、2,000㎡以上のものに限る。

13 標識

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	標識（移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に）が設置されているか		適・否	#
②	①で設ける標識の内容がJISZ8210に適合しているか		適・否	#
③	①以外の標識は適切か (1) 見やすい位置に設置されているか (2) 内容が容易に識別できるか	—	—	
			適・否	
			適・否	
④	誘導灯（直接地上へ通じる出入口、直通階段の出入口）は避難に配慮したものか（点滅機能及び音声誘導機能付き） （自動火災報知設備の設置を必要としない建築物を除く）	◎□	適・否	

14 案内設備

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等又は案内所を設けているか（エレベーター等、便所、駐車施設の配置を容易に確認できる場合は免除）		適・否	#
②	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備又は案内所を設けているか		適・否	#
③	聴覚障害者に配慮した設備を設けたか（案内、呼出し等の窓口）（努力基準）		適・否	

○移動等円滑化経路

1 各経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の各経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除）	—	—	
(1) 「道等」から「利用居室」まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）		適・否	#
(2) 「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「車いす使用者用便房（みんなのトイレ）」まで		適・否	#
「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「ゆとりブース」まで		適・否	
(3) 「車いす使用者用駐車施設」から「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）まで		適・否	#
(4) 公共用歩廊の場合、「道等」から公共用歩廊を通過し、その他方の側の「道等」まで		適・否	#

2 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車いす使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か	—	—	
(1) 幅は 90cm 以上であるか		適・否	
(2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）		適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
② 区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		適・否	#
③ 末端の付近に車いすが転回可能な場所があるか		適・否	
④ 戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
⑤ 手すりを設けたか（病院、診療所、老人ホーム、福祉ホーム（高齢者、障害者等が利用するものに限る。）に限る。）	◎□	適・否	
⑥ 乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備を設け、その位置を表示しているか（1 以上）（5,000 m ² 以上のもの）*1（廊下等以外の場所に設け、廊下等にその位置を表示することでも可）	◎□	適・否	# #

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・病院又は診療所
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・博物館、美術館又は図書館

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	#
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	#
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考

①	かごは必要階（「利用居室」、「車いす使用者用便房（みんなのトイレ）」、「車いす使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	#
	かごは必要階（「ゆとりブース」のある階）に停止するか		適・否	
②	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		適・否	#
③	かごの奥行きは1.35m以上（床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の共同住宅、寄宿舎及び下宿にあつては、1.15m以上）であるか		適・否	#
④	乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m以上であるか		適・否	#
⑤	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	#
⑥	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑦	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑧	かご内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨	かご内に鏡を設けているか		適・否	
⑩	戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	
⑪	不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—	—	
	(1) かごの幅は1.4m以上であるか	◎	適・否	#
	(2) かごは車いすが転回できる構造か	◎	適・否	#
⑫	不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する者の場合*1	—	—	
	(1) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	◎△	適・否	#
	(2) かご内及び乗降ロビーに点字等の方法による制御装置を視覚障害者が円滑に操作できる位置に設けているか	◎△	適・否	#
	(3) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	◎△	適・否	#
	(4) 開閉するかごの出入口を知らせる音声装置を設けているか（出入口が複数あるエレベーターの場合）	◎△	適・否	
	(5) 管制運転（地震、火災、停電時等）を行う装置を設け、作動時にその旨を音声及び文字で知らせる設備を設けているか（努力基準）	◎△	適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合	—	—	
(1) 段差解消機*1であるか		適・否	#
(2) かごの幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか		適・否	#
(3) かごの奥行きと幅は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）		適・否	#
② エスカレーターの場合	—	—	
車いす使用者用エスカレーター*2であるか		適・否	#

注意1 *1印の「段差解消機」とは、昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものは、平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものをいう。以下同じ。

注意2 *2印の「車いす使用者用エスカレーター」とは、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時における踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のものをいう。以下同じ。

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は1.2m以上であるか		適・否	#

	幅は 1.4m 以上であるか		適・否	
②	区間 50m 以内ごとに車いすが転回に支障がない場所があるか		適・否	#
③	戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
④	傾斜路は適切か	—	—	
	(1) 幅は 1.2m 以上（段に併設する場合は 90 cm 以上）であるか		適・否	#
	(2) 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
	(3) 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設けているか（勾配 1/20 以下の場合は免除）		適・否	#
	(4) 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

注意 1 *1 印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○共同住宅及びホテル又は旅館における特定経路（移動等円滑化経路を除く。）

1 経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除） (1) 「道等」から各住戸又は各客室まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）	—	— 適・否	

2 出入口（各住戸又は各居室の出入口は除く。）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車いす使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か (1) 幅は 90cm 以上であるか (2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）	—	— 適・否 適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① かごは必要階（各住戸又は各客室、「みんなのトイレ」、「車いす使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	
② かご及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	
③ かごの奥行きは 1.15m 以上であるか		適・否	
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	
⑤ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	
⑥ かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	
⑦ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	
⑧ かご内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ かご内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合	—	—	

(1) 段差解消機であるか		適・否	
(2) かごの幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか		適・否	
(3) かごの奥行きと幅は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）		適・否	
② エスカレーターの場合 車いす使用者用エスカレーターであるか	—	— 適・否	

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は1.4m以上であるか		適・否	
② 区間50m以内ごとに車いすが転回に支障がない場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車いす使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
④ 傾斜路は適切か (1) 幅は1.2m以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除） (4) 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか	—	— 適・否 適・否 適・否 適・否	

注意1 *1印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）*1

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等により誘導する設備の設置（進行方向を変更する必要のない風除室は免除）	◎△	適・否	#
②	線状ブロック等及び点状ブロック等は識別しやすいものか	◎△	適・否	#
③	車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	◎△	適・否	#
④	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか *2	◎△	適・否	#

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口までの経路を整備してある場合

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・段又は傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりが設けられている踊り場である場合

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>様式第2号（その2）（第4条、第5条、第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">整備項目表（小規模建築物）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>[略]</p> <p>2 便所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">整備項目</th> <th style="width: 10%;">適用</th> <th style="width: 20%;">整備状況</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 「ゆとりブース」を設けているか（1以上） (1)・(2) [略]</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div>	整備項目	適用	整備状況	備考	① 「ゆとりブース」を設けているか（1以上） (1)・(2) [略]		[略]		[略]				<p>様式第2号（その2）（第4条、第5条、第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">整備項目表（小規模建築物）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>[略]</p> <p>2 便所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">整備項目</th> <th style="width: 10%;">適用</th> <th style="width: 20%;">整備状況</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① <u>車いす使用者用便房</u>を設けているか（1以上） (1)・(2) [略]</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div>	整備項目	適用	整備状況	備考	① <u>車いす使用者用便房</u> を設けているか（1以上） (1)・(2) [略]		[略]		[略]			
整備項目	適用	整備状況	備考																						
① 「ゆとりブース」を設けているか（1以上） (1)・(2) [略]		[略]																							
[略]																									
整備項目	適用	整備状況	備考																						
① <u>車いす使用者用便房</u> を設けているか（1以上） (1)・(2) [略]		[略]																							
[略]																									
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">特定生活関連施設新築等届出書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>宛先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>[略]</p>	<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">特定生活関連施設新築等届出書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">注</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>[略]</p>																								
<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">特定生活関連施設変更届出書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>宛先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div>	<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">特定生活関連施設変更届出書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">注</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div>																								

様式第6号(第8条関係)
特定生活関連施設新築等完了届出書

[略]
(宛先) さいたま市長
[略]

[略]

[略]

[略]

様式第7号(第9条関係)
特定生活関連施設適合状況報告書

[略]
(宛先) さいたま市長
[略]

[略]

[略]

[略]

様式第6号(第8条関係)
特定生活関連施設新築等完了届出書

[略]
(あて先) さいたま市長
[略]

注

[略]

[略]

[略]

様式第7号(第9条関係)
特定生活関連施設適合状況報告書

[略]
(あて先) さいたま市長
[略]

注

[略]

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第 8 8 号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">(災害の報告)</p> <p>第 4 条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務上の災害又は通勤による災害</u>と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(認定及び通知)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない<u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 実施機関の職氏名 (2)～(5) [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～7 [略]</td> </tr> <tr> <td>8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋梗塞</u>、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、<u>重篤な心不全</u>、<u>肺塞栓症</u>、<u>大動脈解離</u>、くも膜下出血、<u>脳出血</u>、<u>脳梗塞</u>又は高血圧性脳症及びこれら</td> </tr> </table>	1～7 [略]	8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、 <u>心筋梗塞</u> 、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、 <u>重篤な心不全</u> 、 <u>肺塞栓症</u> 、 <u>大動脈解離</u> 、くも膜下出血、 <u>脳出血</u> 、 <u>脳梗塞</u> 又は高血圧性脳症及びこれら	<p style="text-align: center;">(災害の報告)</p> <p>第 4 条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務又は通勤により生じた</u>と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(認定及び通知)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない<u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 実施機関の<u>長</u>の職氏名 (2)～(5) [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～7 [略]</td> </tr> <tr> <td>8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋こうそく</u>、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、<u>肺そく栓症</u>、<u>大動脈りゅう破裂</u>（<u>解離性大動脈りゅう</u>を含む。）、くも膜下出血、<u>脳出血</u>、<u>脳</u></td> </tr> </table>	1～7 [略]	8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、 <u>心筋こうそく</u> 、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、 <u>肺そく栓症</u> 、 <u>大動脈りゅう破裂</u> （ <u>解離性大動脈りゅう</u> を含む。）、くも膜下出血、 <u>脳出血</u> 、 <u>脳</u>
1～7 [略]					
8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、 <u>心筋梗塞</u> 、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、 <u>重篤な心不全</u> 、 <u>肺塞栓症</u> 、 <u>大動脈解離</u> 、くも膜下出血、 <u>脳出血</u> 、 <u>脳梗塞</u> 又は高血圧性脳症及びこれら					
1～7 [略]					
8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、 <u>心筋こうそく</u> 、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、 <u>肺そく栓症</u> 、 <u>大動脈りゅう破裂</u> （ <u>解離性大動脈りゅう</u> を含む。）、くも膜下出血、 <u>脳出血</u> 、 <u>脳</u>					

に付随する疾病	<u>血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は 高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</u>
9・10 [略]	9・10 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第1の規定は令和3
年9月15日から適用する。

さいたま市規則第89号

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請手続)

第2条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請は、修学部分休業の取得を予定している期間の全体について行わなければならない。

3 任命権者は、第1項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(修学状況の変更の届出)

第3条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合

(2) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合

(3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を停学にされた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、修学状況について変更が生じた場合

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(給与の減額)

第4条 条例第3条の規定により減額すべき給与額は、修学部分休業をした月以後の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）、管理職手当、初任給調整手当、給料に対する地域手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当から差し引くものとし、これらから差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

第5条 条例第3条の規定により減額すべき給与額の算出の基礎となる修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数の算定については、その月における当該時間

数を合計して行うものとする。この場合において、当該時間数の合計に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(減額すべき給与額の算出)

第6条 条例第3条の規定により減額すべき給与額の算出の基礎となる給料の月額は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「職員給与条例」という。）、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）等の規定（職員給与条例附則第34項及び教職員給与条例附則第25項の規定を除く。）によって給料を減じて支給する場合であっても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。

- 2 条例第3条の規則で定める手当は、管理職手当、初任給調整手当、給料に対する地域手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当とする。
- 3 条例第3条の規則で定める時間は、さいたま市職員の給料等の支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第36号）第9条第3項に規定する時間（修学部分休業をしている職員が教職員（教職員給与条例第2条第1項に規定する教職員をいう。）の場合にあっては、さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第14号）第9条第3項に規定する時間）とする。
- 4 条例第3条の規定により減額すべき給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(修学部分休業の実績の報告)

第7条 修学部分休業をしている職員は、各月の修学部分休業の取得実績について、任命権者に対し、速やかに報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の施行の日から1月を経過するまでの間に修学部分休業を始めようとする職員に関する読替え)

- 2 この規則の施行の日から1月を経過するまでの間に修学部分休業を始めようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「修学部分休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

さいたま市規則第90号

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務成績その他の事情)

第2条 条例第2条に規定する自己啓発等休業の承認に当たって考慮すべき事情は、次のとおりとする。

- (1) 勤務成績
- (2) 出勤状況
- (3) 職務復帰後に継続して勤務する意思があること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、承認することが適当と認められない事情がないこと。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第3条 条例第3条第1号の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認、期間の延長の承認等の申請手続)

第4条 自己啓発等休業の承認、期間の延長の承認及び期間の短縮の承認の申請は、自己啓発等休業の承認の申請にあつては自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに、期間の延長の承認の申請にあつては延長をしようとする期間の初日の1月前までに、期間の短縮の承認の申請にあつては短縮をしようとする期間の初日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める特別の事情は、自己啓発等休業の期間の再度の延長をしようとする職員が負傷又は疾病により入院したことその他の自己啓発等休業の期間の延長の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該自己啓発等休業の再度の延長をしなければ当該職員の公務に関する能力の向上に著しい支障が生じることとなったこととする。

(職務復帰)

第6条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(報告)

第7条 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員に対し、少なくとも、大学等課程の履修の場合にあつては1学期に1回、国際貢献活動の場合にあつては6月ごとに1回、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容に関する報告を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(退職手当の額を計算する場合における勤続期間の取扱い)

第8条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用されるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号。以下「教職員退職手当条例」という。）第18条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められること。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準じる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（職員退職手当条例第11条第5項及び教職員退職手当条例第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間並びに公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303

号。以下「派遣条例」という。)第18条第1項の規定により職員としての引き続きの在職期間とみなされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職(次に掲げる退職を除く。)をしていないこと。

ア 通勤による負傷若しくは病気又は死亡による退職で、市長が別に定めるもの

イ 公務上の負傷若しくは病気又は死亡による退職で、市長が別に定めるもの

ウ 職員退職手当条例第25条、教職員退職手当条例第33条又は派遣条例第18条第3項の規定により退職手当が支給されないこととなる退職

(4) 前号の職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中の勤務成績が良好であること。

(5) 法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認が取り消された場合でないこと。

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業をした期間

(2) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による、又は公務上の負傷又は病気により休職にされた場合で任命権者が定めるものにおける当該休職の期間を除く。)

(3) 法第29条の規定による停職の処分を受けた期間

(4) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(6) さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年さいたま市条例第4号)第2条の規定による配偶者同行休業をした期間

(7) 自己啓発等休業をした期間

(8) 前各号に掲げる期間に準じる期間

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の施行の日から1月を経過するまでの間に自己啓発等休業を始めようとする職員に関する読替え)

2 この規則の施行の日から1月を経過するまでの間に自己啓発等休業を始めようとする職員に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

さいたま市規則第91号

さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則（平成13年さいたま市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（修学部分休業）</u> <u>第11条 職員の修学部分休業については、さいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号）の適用を受ける一般職の職員の例による。</u>	
第12条 [略]	第11条 [略]
第13条 [略]	第12条 [略]
第14条 [略]	第13条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第92号

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第4条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、<u>又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第6条 条例第18条第1項ただし書の場合の減額すべき給与額は、勤務しなかった月の分の給料、<u>初任給調整手当、給料に対する地域手当及び寒冷地手当の全額とする。</u></p> <p>第7条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以後の給料、初任給調整手当、<u>給料に対する地域手当及び寒冷地手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料、初任給調整手当、給料に対する地域手当及</u></p>	<p>第4条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、<u>又は配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第6条 条例第18条第1項ただし書の場合の減額すべき給与額は、勤務しなかった月の分の給料、<u>初任給調整手当及び給料に対する地域手当の全額とする。</u></p> <p>第7条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以後の給料、初任給調整手当<u>及び給料に対する地域手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料、初任給調整手当及び給料に対する地域手当から差し</u></p>

び寒冷地手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 [略]

2 条例第23条の規則で定める手当は、初任給調整手当、給料に対する地域手当及び寒冷地手当とする。

3 [略]

引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 [略]

2 条例第23条の規則で定める手当は、初任給調整手当及び給料に対する地域手当とする。

3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第93号

さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の通勤手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第15条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第15条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又はさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第94号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p style="text-align: center;">(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第2条第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p><u>(5) さいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第18条 条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第30条第</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第2条第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第18条 条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第30条第</p>

5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) [略]

(2) 第2条第3号、第4号、第7号及び第8号のいずれかに該当する者(市長が定める者を除く。)

(3)~(5) [略]

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号、第4号、第7号及び第8号のいずれかに掲げる職員として在職した期間

(2)~(9) [略]

(10) 修学部分休業条例第2条第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(11) [略]

3 [略]

5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) [略]

(2) 第2条第3号、第4号及び第7号のいずれかに該当する者(市長が定める者を除く。)

(3)~(5) [略]

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号、第4号及び第7号のいずれかに掲げる職員として在職した期間

(2)~(9) [略]

(10) [略]

3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第95号

さいたま市職員の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の寒冷地手当に関する規則（平成16年さいたま市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給額が零となる職員）</p> <p>第4条 条例第31条第3項第2号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p>（支給日等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 基準日から引き続いて法第29条第1項の規定により停職にされている支給対象職員又は第4条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給することができる。</p>	<p>（支給額が零となる職員）</p> <p>第4条 条例第31条第3項第2号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>（支給日等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 基準日から引き続いて法第29条第1項の規定により停職にされている支給対象職員又は第4条第1号から第5号までに掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第96号

さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(歩道等又は自転車歩行者専用道路等の勾配)</p> <p>第2条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(立体横断施設のエレベーター)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 条例第12条第3号ただし書の規則で定める基準は、第1項ただし書の規定によるエレベーターの構造とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(旅客特定車両停留施設の通路)</p> <p>第20条 条例第33条第1項第1号の規則で定める値は、<u>1.4メートルとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートルとする。</u></p> <p>2 条例第33条第1項第2号アの規則で定める値は、<u>90センチメートルとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートルとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(旅客特定車両停留施設の出入口)</p> <p>第21条 条例第34条第1号の規則で定める値は、<u>90センチメートルとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートルとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(歩道等の勾配)</p> <p>第2条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(立体横断施設のエレベーター)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>

2 条例第34条第2号アの規則で定める値は、90センチメートルとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートルとする。

(旅客特定車両停留施設のエレベーター)

第22条 条例第35条第1項第1号の規則で定める値は、籠の内法幅にあつては1.4メートルとし、内法奥行きにあつては1.35メートルとする。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

2 条例第35条第1項第2号の規則で定める値は、80センチメートルとする。

3 条例第35条第1項第3号ただし書の規則で定める構造は、第1項ただし書の構造とする。

(旅客特定車両停留施設の傾斜路)

第23条 条例第36条第1項第1号の規則で定める値は、1.2メートルとする。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートルとする。

2 条例第36条第1項第2号の規則で定める値は、8パーセントとする。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセントとする。

3 条例第36条第1項第3号の規則で定める値は、高さにあつては75センチメートルとし、踏み幅にあつては1.5メートルとする。

(旅客特定車両停留施設のエスカレーター)

第24条 条例第37条第1項第3号の規則で定める値は、80センチメートルとする。

(旅客特定車両停留施設の乗降場)

第25条 条例第39条第2号の規則で定める値は、5パーセントとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセントとする。

2 条例第39条第3号の規則で定める値は、1パーセントとする。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセントとする。

(旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第26条 条例第42条第1項第2号アの規則で定める値は、80センチメートルとする。

2 条例第42条第1項第2号イ⑦の規則で定める値は、80センチメートルとする。

第27条 [略]

第20条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第97号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 [略] 第6章 補則（第98条—<u>第102条</u>） 附則</p> <p>（規制基準） 第22条 条例第37条第1項に規定する規制基準は、次の各号に掲げる設置者等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 粉じんに係る指定施設（以下この章及び別表第4において「指定粉じん発生施設」という。）を設置している者 別表第4 (4)～(10) [略]</p> <p>（立入検査の身分証明書） 第99条 条例第121条第2項の身分を示す証明書は、<u>環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）で規定する別記様式</u>とする。</p>	<p>目次 第1章～第5章 [略] 第6章 補則（第98条—<u>第103条</u>） 附則</p> <p>（規制基準） 第22条 条例第37条第1項に規定する規制基準は、次の各号に掲げる設置者等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 粉じんに係る指定施設（以下この章、<u>第103条</u>及び別表第4において「指定粉じん発生施設」という。）を設置している者 別表第4 (4)～(10) [略]</p> <p>（立入検査の身分証明書） 第99条 条例第121条第2項の身分を示す証明書は、<u>身分証明書（様式第52号）</u>とする。</p> <p>（受理書） <u>第103条</u> 市長は、<u>条例第40条（指定粉じん発生施設に係る届出を除く。）</u>、<u>第41条第2項若しくは第3項</u>、<u>第42条第1項から第3項まで（指定粉じん発生施設に係る届出を除く。）</u>、<u>第89条又は第91条第1項の規定による届出を受理したときは、受理書（様式第53号）を当該届出をした者に交付するものとする。</u></p>

様式第 5 2 号及び第 5 3 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付されたこの規則による改正前のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第 9 9 条の規定による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第 9 9 条に規定する身分を示す証明書とみなす。